

浜岡原子力発電所 原子力事業者防災業務計画の修正について

2013年3月18日

当社は、福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえて改正された、原子力災害対策特別措置法（以下、「原災法」という。）および関係政省令を受け、原子力防災体制の強化を図りました。

「浜岡原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」（以下、「防災業務計画」という。）に、こうした内容を反映する修正をおこない、修正した防災業務計画を、本日、国に届け出ましたのでお知らせします。

防災業務計画は、原災法第7条第1項の規定に基づき、原子力事業者が原子力事業所ごとに原子力災害の発生および拡大の防止、ならびに原子力災害の復旧を図るための必要な業務について定めた計画です。

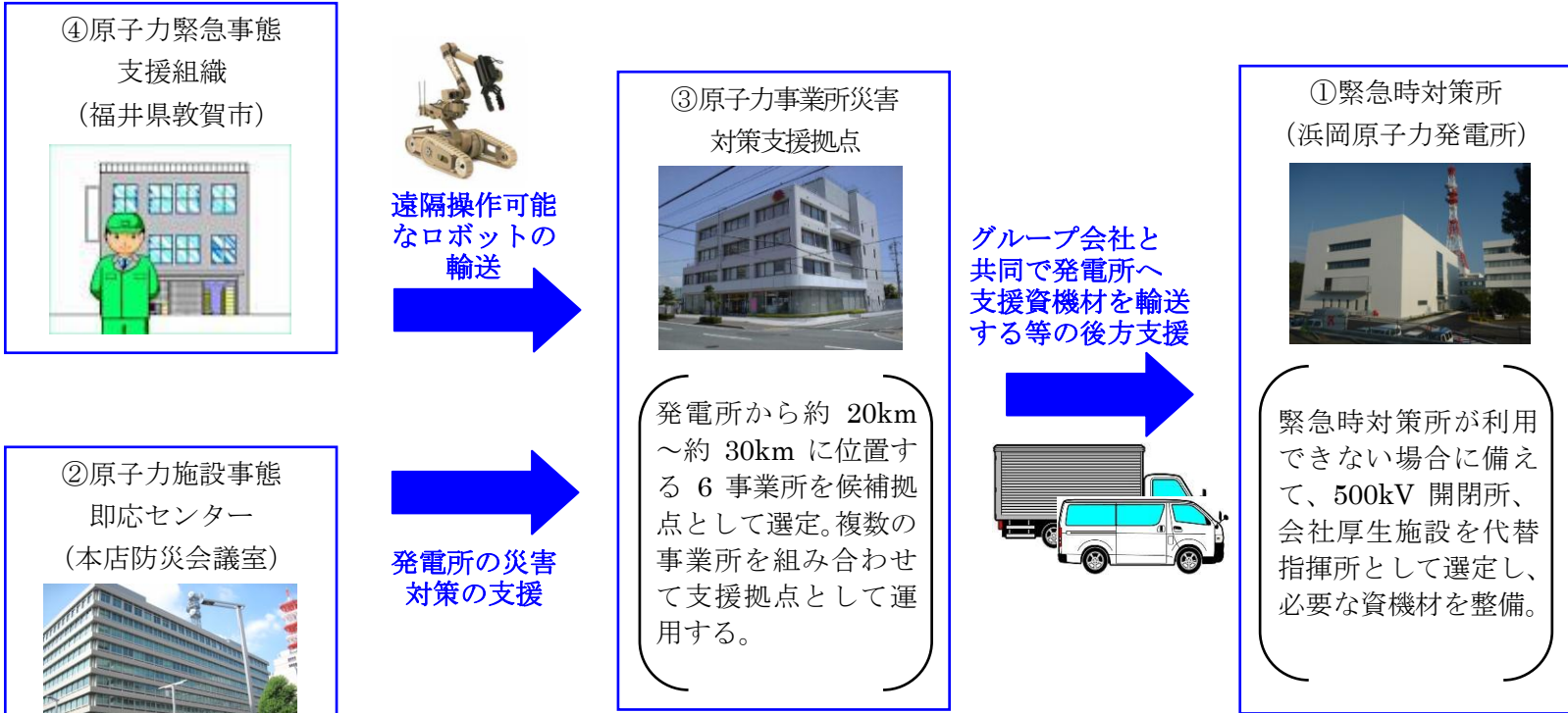
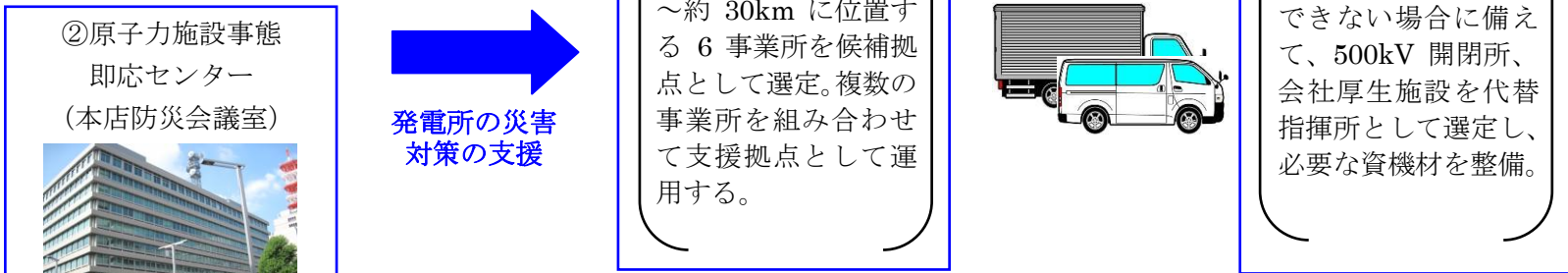
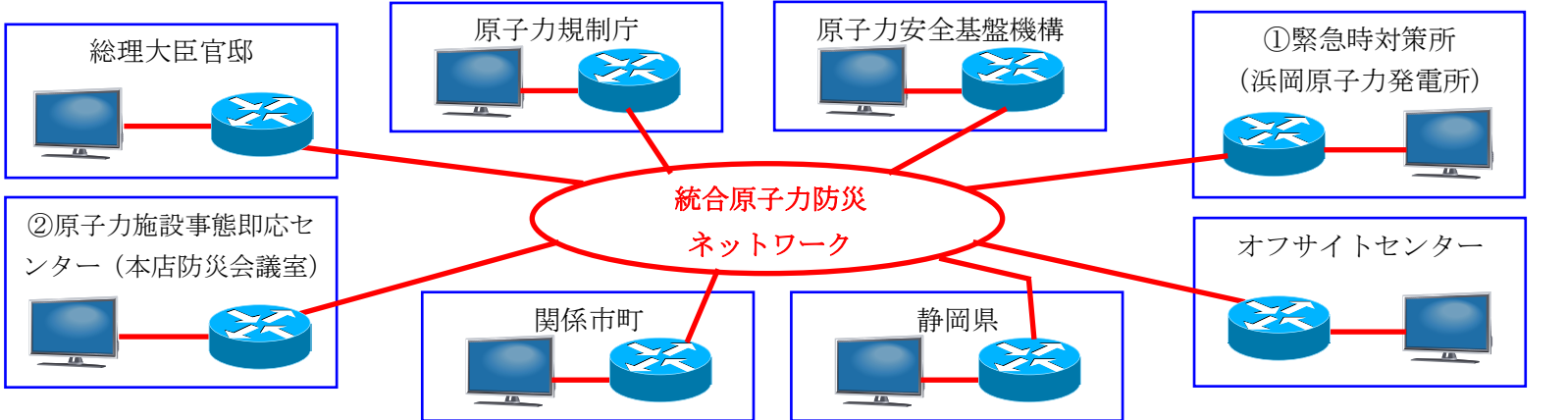
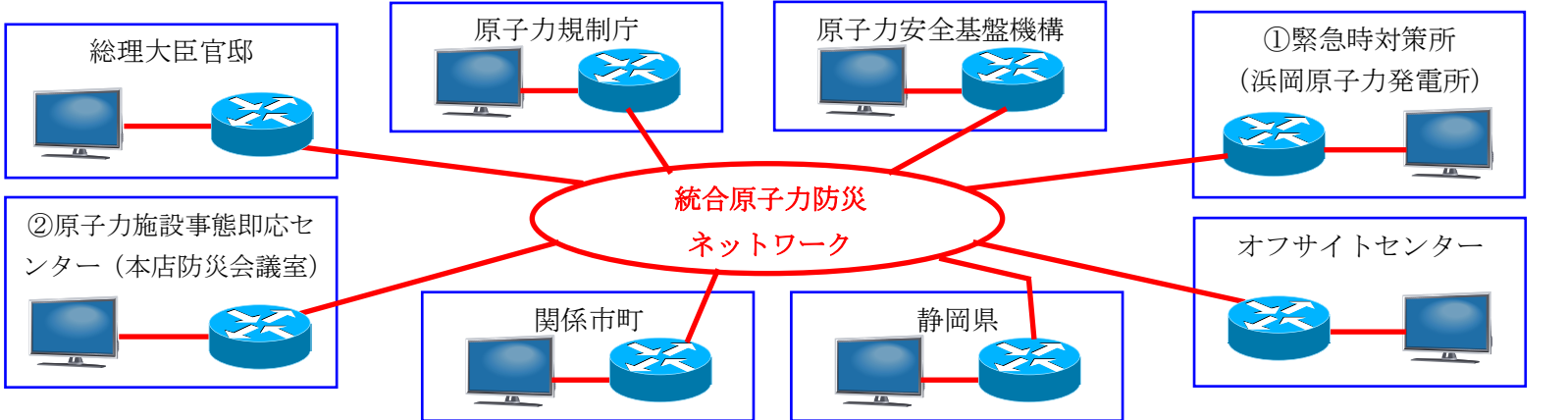
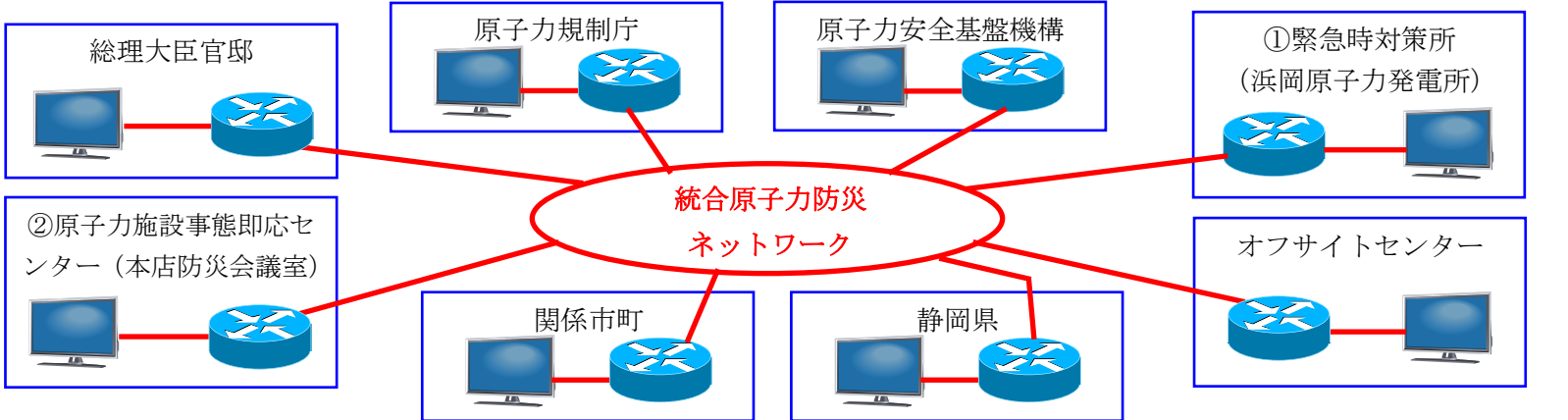
本日、国に届け出た防災業務計画の修正の概要は、別紙のとおりです。
原子力防災体制の強化については、今後も継続して取り組んでまいります。

別紙 「浜岡原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」の修正概要について
参考 「浜岡原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」の内容について

以 上

「浜岡原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」の修正概要について

防災業務計画の主な修正内容は以下のとおりです。

項目	概要	
① 緊急時対策所	<ul style="list-style-type: none"> 何らかの理由により緊急時対策所が利用できない場合に備え、代替指揮所の候補を選定・整備しました。 防災業務計画に、緊急時対策所および代替指揮所の整備・運用について記載しました。 	 <p>④原子力緊急事態支援組織 (福井県敦賀市)</p> <p>遠隔操作可能なロボットの輸送</p> <p>③原子力事業所災害対策支援拠点</p> <p>グループ会社と共同で発電所へ支援資機材を輸送する等の後方支援</p> <p>①緊急時対策所 (浜岡原子力発電所)</p> <p>緊急時対策所が利用できない場合に備えて、500kV 開閉所、会社厚生施設を代替指揮所として選定し、必要な資機材を整備。</p>
② 原子力施設事態即応センター	<ul style="list-style-type: none"> 重要な意思決定をおこなうとともに、国からの派遣員と一体となって発電所の災害対策を支援するための施設である原子力施設事態即応センターを、本店の防災会議室に整備しました。 防災業務計画に、原子力施設事態即応センターの整備・運用について記載しました。 	 <p>②原子力施設事態即応センター (本店防災会議室)</p> <p>発電所から約 20km～約 30km に位置する 6 事業所を候補拠点として選定。複数の事業所を組み合わせる支援拠点として運用する。</p>
③ 原子力事業所災害対策支援拠点	<ul style="list-style-type: none"> 発電所の近傍で、発電所への物資輸送などの後方支援をおこなう原子力事業所災害対策支援拠点の候補地を、自社施設から選定するとともに、拠点を運営する組織、必要資機材を整備しました。 防災業務計画に、原子力事業所災害対策支援拠点の整備・運用について記載しました。 	 <p>①緊急時対策所 (浜岡原子力発電所)</p> <p>オフサイトセンター</p>
④ 原子力緊急事態支援組織	<ul style="list-style-type: none"> 原子力災害発生時に遠隔操作が可能なロボットを提供する、原子力緊急事態支援組織を、原子力事業者共同で整備しました。 防災業務計画に、原子力緊急事態支援組織の概要、組織との連携について記載しました。 	 <p>総理大臣官邸</p> <p>原子力規制庁</p> <p>原子力安全基盤機構</p> <p>②原子力施設事態即応センター (本店防災会議室)</p> <p>関係市町</p> <p>静岡県</p> <p>統合原子力防災ネットワーク</p>
⑤ 国の統合原子力防災ネットワークへの接続	<ul style="list-style-type: none"> 国が整備・運用する統合原子力防災ネットワークに接続するTV会議システム等の通信機器を、原子力施設事態即応センターおよび緊急時対策所に整備し、国や自治体、事業者間の情報ネットワークの強化を図りました。 防災業務計画に、これら通信機器の整備・運用について記載しました。 	
⑥ 原子力防災訓練の実施・評価	<ul style="list-style-type: none"> 福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、シビアアクシデントを想定した訓練を実施し、事故対応能力の向上を図っていくとともに、訓練の実施結果を国に報告し、その要旨を公表してまいります。 防災業務計画に、こうした内容を記載しました。 	

「浜岡原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」の内容について

防災業務計画の章立てと各章の記載内容は以下のとおりです。

章立て	内 容	今回の追記内容
第1章 総 則	○ 防災業務計画の作成目的、本文中で使用する用語の定義、防災業務計画の記載内容および修正方法について記載	
第2章 原子力災害予防 対策の実施	○ 平常時から取り組む予防対策について記載	
	・ 緊急時の体制区分、組織の運営方法	・ 本店本部体制の見直し【別紙②およびその他追加項目】 ・ 原子力事業所災害対策支援拠点の設置及び廃止の基準、支援拠点の業務分掌【別紙③】
	・ 各拠点の整備	・ 代替指揮所の整備【別紙①】 ・ 原子力施設事態即応センターの整備【別紙②】 ・ 原子力事業所災害対策支援拠点の整備【別紙③】 ・ 国の統合原子力防災ネットワークへの接続【別紙⑤】
	・ 各拠点に配備する資機材の内容および点検頻度等	・ 原子力防災資機材、緊急時対策所の通信資機材、シビアアクシデント対策等により整備した資機材のリスト、保管場所点検頻度【別紙①】 ・ 原子力施設事態即応センターの資機材のリスト、保管場所点検頻度【別紙②】 ・ 原子力事業所災害対策支援拠点の資機材のリスト、保管場所点検頻度【別紙③】
	・ 各拠点に整備する資料	・ 原子力事業所災害対策支援拠点に備え付ける資料のリスト【別紙③】
	・ 防災教育・訓練の実施	・ シビアアクシデントを想定した訓練の実施【別紙⑥】 ・ 訓練実施結果の国への報告【別紙⑥】
第3章 緊急事態応急 対策等の実施	○ 災害発生時の事象封じ込めのための緊急事態応急対策について記載	
	・ 災害発生時の体制の発令、通報連絡の実施	
	・ 避難誘導、線量評価、広報活動、応急復旧、資機材の調達等の災害発生時の応急措置	
第4章 原子力災害 事後対策	・ オフサイトセンター等への要員の派遣	・ 原子力事業所災害対策支援拠点への要員派遣【別紙③】 ・ 他の原子力事業者への協力要請【その他追加項目】 ・ 原子力緊急事態支援組織への協力要請【別紙④】
	○ 災害事象封じ込め後の中長期の事後対策について記載	
	・ 復旧対策の実施、原因究明と再発防止対策の実施	
	・ 国、地方公共団体等と協力しての汚染除去、被災者の生活再建等の支援	
第5章 その他	・ オフサイトセンター等への要員の派遣	・ 他の原子力事業者への協力要請【その他追加項目】 ・ 原子力緊急事態支援組織への協力要請【別紙④】
	○ 他の原子力事業者への協力内容について記載	・ 他の原子力事業者への派遣要員数および貸与資機材リスト【その他追加項目】